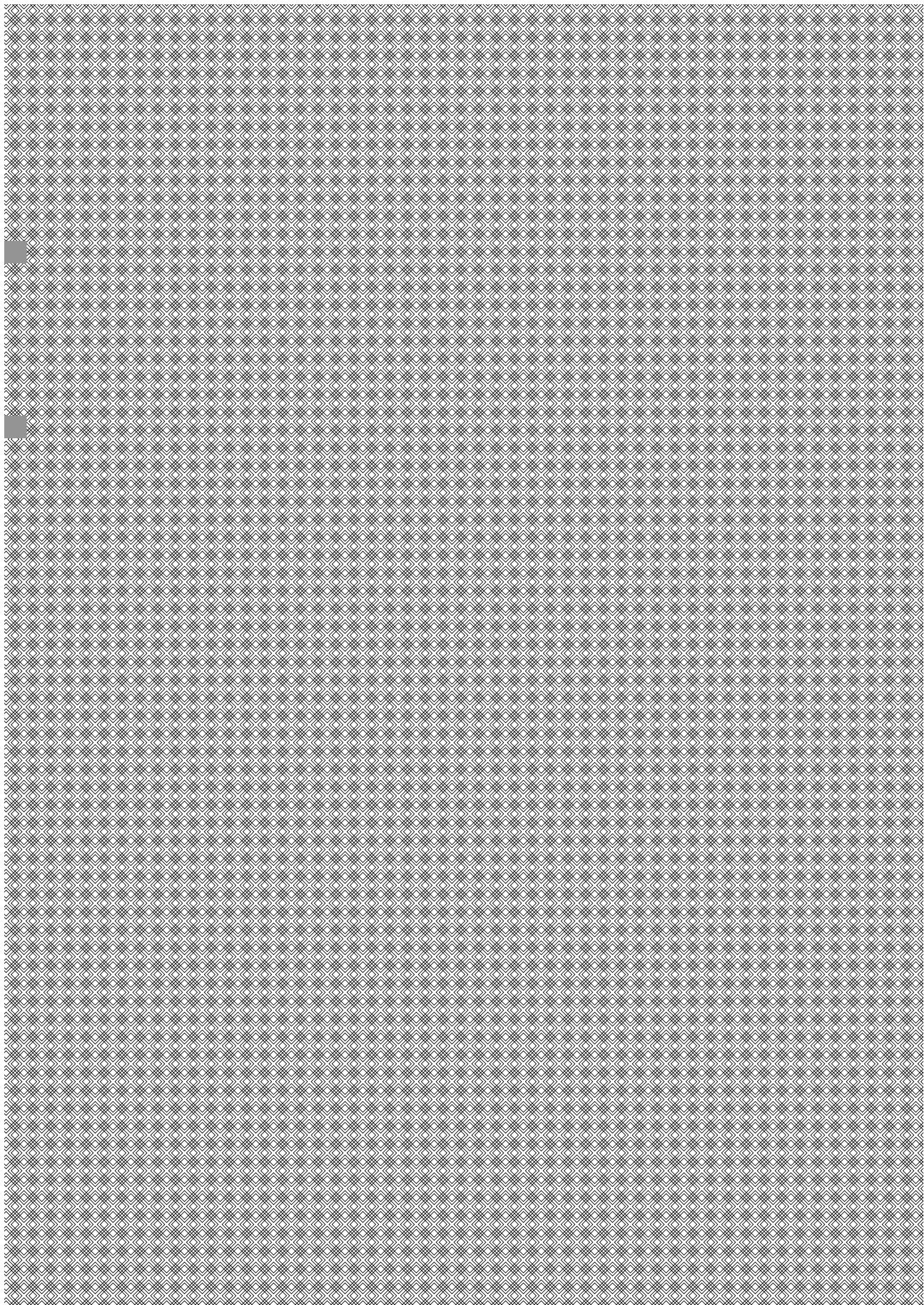


Z—72—1

## 住民税 試験問題

### 〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のものにて記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙はホチキス留めから絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。  
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和4年4月8日現在の施行法令等によって出題されています。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「I 1～I 6」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



〔第一問〕 — 50 点 —

問 1 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度に関する次の(1)～(3)について、簡潔に述べなさい。ただし、東日本大震災の被災者に係る特例、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための特例及び所得税における住宅借入金等特別税額控除制度については、説明する必要はない。

- (1) 制度の導入の背景
- (2) 制度の概要(控除額の算出方法及び消費税率の引上げを踏まえた控除額の拡充措置に触れること。)
- (3) 令和 4 年度税制改正の概要

問 2 個人住民税における金融所得課税に関する次の(1)～(3)について、簡潔に述べなさい。

- (1) 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る課税方式の意義及び概要
- (2) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度の意義及び概要
- (3) (1)及び(2)に係る令和 4 年度税制改正の概要

〔第二問〕 — 50 点—

X 県 Y 市に住所を有する甲及び甲の家族の令和 3 年中の所得等の状況は、次の【資料】のとおりであり、課税に必要な事項は適切に X 県及び Y 市に申告されている。

甲及びその家族が令和 4 年度分として X 県へ納付すべき県民税及び Y 市へ納付すべき市民税の額を、計算過程を明らかにしてそれぞれ算出なさい。

また、特別徴収された令和 3 年度分の個人住民税額(令和 3 年中の所得に係る税額に限る。)がある場合、その税額を計算過程を明らかにしてそれぞれ算出なさい。

なお、X 県及び Y 市の条例においては、所得割及び均等割とも標準税率を採用しているものとする。また、Y 市の条例では、個人の市民税均等割の非課税に係る基準については地方税法施行令第 47 条の 3 の規定に基づき、基本額を 35 万円、加算額を 21 万円と規定しており、均等割の軽減措置については規定されていない。また、Y 市は政令市に該当しないものとする。

【資料】

(1) 甲(昭和 32 年 11 月 3 日生)の所得等の状況

① 給与所得に係る収入金額

- ・ A 社から支払を受けた給与収入金額 25,400,000 円
- ・ B 社から支払を受けた給与収入金額 1,060,000 円

② 退職所得に係る収入金額等の明細

・ 甲の勤務状況(A 社)

平成 2 年 6 月 25 日 A 社に就職

令和 3 年 2 月 28 日 A 社を退職

- ・ A 社から支給を受けた一般退職手当の収入金額(令和 3 年 3 月 10 日支給) 32,500,000 円

・ 甲の勤務状況(B 社)

平成 29 年 7 月 30 日 B 社に就職

令和 3 年 7 月 30 日 B 社を退職

- ・ B 社から支給を受けた一般退職手当の収入金額(令和 3 年 8 月 10 日支給) 5,000,000 円

③ 支払社会保険料 1,674,000 円

④ 支払生命保険料

- ・ 個人年金保険料(平成 25 年 6 月 7 日締結) 52,000 円

- ・ 一般生命保険料(平成 20 年 2 月 8 日締結) 45,000 円

- ・ 介護医療保険料(平成 27 年 4 月 29 日締結) 15,000 円

⑤ 前年分の所得税における住宅借入金等特別税額控除可能額 6,186,900 円

- ・ 前年分の所得税に係る課税総所得金額 22,306,000 円

- ・ 前年分の所得税額(税額控除前) 6,126,400 円

(注) 平成 23 年 3 月 5 日から居住の用に供しており、前年の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用を受けている。なお、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費



税額等は、全て8%の税率により課されるべき消費税額等であった。

(2) 甲の妻(昭和34年4月30日生)(甲と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

① 不動産所得に係る収入金額等の明細

- ・アパートの賃貸料に係る収入金額 5,260,000円
- ・必要経費 1,930,000円

② 譲渡所得等に係る収入金額等の明細

(単位：円)

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
土地	平成9年3月9日	令和3年7月6日	48,300,000	26,000,000	300,000	個人
家屋	平成9年3月15日	令和3年7月6日	37,000,000	17,500,000	220,000	個人
絵画	平成27年11月11日	令和3年2月3日	5,330,000	1,390,000	180,000	個人

(注1) 甲の妻の確定申告書において、家屋及び土地の譲渡は、居住用の家屋及び土地の譲渡であることが証明されており、当該確定申告書の「特例適用条文」の欄には、「租特法35」と記載されている。

(注2) 全ての譲渡について所得税の確定申告書に記載されており、その取得費については、甲の妻によって証明されている。

③ 利子所得に係る収入金額

- ・甲の妻を名義人とする定期預金の利子 129,000円  
(支払日 令和3年1月13日、支払者の所在地 X県)

④ 支払社会保険料 871,500円

⑤ 甲の妻の疾病の診察・治療にかかった医薬品で特定一般用医薬品等に該当するものの購入 69,000円

(注) 保険金、損害賠償金その他これらに類するものによる補てんは行われていない。

なお、甲の妻は前年中に健康の保持増進及び疾病の予防に対して一定の取組を行っている。

(3) 甲の長男(昭和55年9月13日生)の所得等の状況

① 事業所得に係る収入金額等の明細

- ・事業収入 7,430,000円
- ・必要経費 2,559,000円

(注1) 甲の長男は創業当初より所轄税務署長から青色申告の承認を受けており、帳簿書類を備え付けてその業務に係る一切の取引を正規の簿記の原則により記録し、これに基づいて貸借対照表及び損益計算書を作成している。また、創業当初より青色事業専従者給与に関する届出書を提出している。

(注2) 甲の長男は電子帳簿保存を行っているものとする。

② 雑所得に係る収入金額等の明細

- ・シェアリングエコノミーに係る収入 300,000 円
- ・必要経費 32,800 円

③ 一時所得に係る収入金額 809,000 円

(注) 一時所得に係る収入金額を得るために支出した金額は存在しない。

④ 大雨により損壊した塀の修理費 137,000 円

(注1) 保険金、損害賠償金その他これらに類するものによる補てんは行われていない。

(注2) 所得税の確定申告において、雑損控除の適用を受けている。

(4) 甲の長男の妻(昭和 57 年 2 月 10 日生)(甲の長男と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

給与所得に係る収入金額

- ・ C 社から支払を受けた給与収入金額 589,000 円

(注) C 社は甲の長男が個人事業主として経営する会社であり、甲の長男の妻は甲の長男の青色事業専従者である。

(5) 甲の弟(昭和 47 年 8 月 30 日生)の所得等の状況

① 給与所得に係る収入金額

- ・ D 社から支払を受けた給与収入金額 5,290,000 円

② 株式に係る配当所得に係る収入金額

(単位：円)

区分	決算	決算月	収入年月日	株主総会 決議年月日	収入金額
a 株式(上場)	年 1 回	3 月	令和 3 年 9 月 12 日	令和 3 年 8 月 5 日	148,000
b 株式(非上場)	年 1 回	3 月	令和 3 年 11 月 29 日	令和 3 年 10 月 21 日	226,000

(注1) a 株式の配当については、源泉徴収選択口座内で保管され、分離課税により申告されている。なお、個人住民税の申告書により、個人住民税において異なる課税方式を選択しているものではない。

(注2) b 株式の配当については、源泉徴収され、所得税の確定申告書において申告されていない。なお、個人住民税の申告書により、個人住民税において総合課税により申告されているものとする。

(注3) b 株式に係る収入は、剰余金の配当である。

③ 譲渡所得に係る収入金額等の明細

(単位：円)

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
c 株式(上場)	平成 30 年 12 月 10 日	令和 3 年 9 月 14 日	17,900,000	18,000,000	75,000	証券会社
d 株式(上場)	平成 30 年 12 月 10 日	令和 3 年 9 月 14 日	1,950,000	1,071,000	50,000	証券会社

(注) 全ての株式の譲渡については源泉徴収選択口座内で取引され、所得税の確定申告書に記載されており、分離課税により申告されている。なお、個人住民税の申告書により、個人住民税において異なる課税方式を選択しているものではない。

④ 支払社会保険料 535,000 円

⑤ 支払地震保険料等

・旧長期損害保険料(平成 15 年 1 月 10 日締結) 13,700 円

・地震保険料 47,000 円

⑥ 令和 3 年中に支出した寄附金の金額

・ Z 県 P 市に対して寄附した金額 35,000 円

・ X 県 Q 町に所在する日本赤十字社の支部に対して寄附した金額 13,000 円

(注) 寄附先と寄附金額については、所得税の確定申告書に記載されており、P 市の領収書及び Q 町に所在する日本赤十字社の領収書が添付されている。なお、P 市及び Q 町は地方税法第 37 条の 2 第 2 項及び第 314 条の 7 第 2 項に基づき総務大臣が指定する団体である。

⑦ 妻とは 6 年前に死別しており、再婚はしていない。

(6) 甲の弟の子(平成 13 年 1 月 16 日生)(甲の弟と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

① 給与所得に係る収入金額の明細

・ E 社から支払を受けた給与収入金額 1,020,000 円

② 国立大学の学生である。

③ 甲の弟の確定申告書において甲の弟の扶養親族とされている。

(7) 甲の父(昭和 12 年 3 月 3 日生)の所得等の状況

① 老齢厚生年金の収入金額 3,487,000 円

② 山林(平成 16 年取得)の譲渡に係る収入金額等の明細

・譲渡に係る収入 26,280,000 円

・譲渡に要した伐採費、運搬費、仲介手数料その他租税特別措置法施行規則第 12 条に掲げる費用の合計 12,910,000 円

(注) 甲の父の確定申告書の「特例適用条文」の欄には、「租特法 30」と記載されている。

③ 譲渡所得に係る収入金額等の明細

(単位：円)

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
絵画	平成 23 年 12 月 25 日	令和 3 年 7 月 6 日	1,350,000	680,000	85,000	個人

(注) 全ての譲渡について所得税の確定申告書に記載されており、その取得費については、甲の父によって証明されている。

④ 支払社会保険料 1,066,300 円

⑤ 医療機関等に支払った金額

・甲の父の疾病の診察・治療にかかった医療費 459,000 円

(注) 保険金、損害賠償金その他これらに類するものによる補てんは行われていない。

(8) 甲の父の妻(昭和 12 年 5 月 15 日生)(甲の父と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

① 所得なし

② 令和 3 年分の甲の父の配偶者控除等申告書において、配偶者控除の対象とされている。